

平成18年3月27日

各 位

会社名 太平洋興発株式会社
代表者名 取締役社長 池田 隆之
(コード番号 8835 東証第一部)
問合せ先 経理部長 大門 守雄
(TEL 03-5148-3212)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社が行う転貸事業に関し、共同事業者である三井物産株式会社が株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナルに提起していた訴訟に関し、平成18年3月27日付で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯から和解に至るまでの経緯

当社が東京都渋谷区神宮前で行う転貸事業は、オーナーである株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(以下、P C I。)と三井物産株式会社(以下、三井物産。) 三井物産と当社、当社とテナントがそれぞれ賃貸借契約を締結する事業形態となっております。

三井物産は平成9年11月18日、P C Iを被告として東京地方裁判所に段階的な賃料減額を求める訴えを起しましたが、これに対し同裁判所は平成15年6月27日、訴訟額を減額の上、P C Iに対して支払いを命ずる判決を行いました。

これに対して三井物産は平成15年7月11日、東京高等裁判所に対して控訴し、当初の賃料減額請求での支払を改めてP C Iに求めました。

その後、三井物産は本件についてP C Iと協議を続けてまいりましたが、P C Iが訴訟時までの賃料減額及び訴訟後今日までの賃料減額合わせて748百万円(以下、金額は当社事業割合分。)を支払うことで本日、和解が成立いたしました。

2. 和解の内容

P C Iは当社に対し(三井物産を経由して)平成18年4月6日限りで金748百万円を支払う。

3. 当期の業績への影響

本和解による当期の業績への影響につきましては、本適時開示と同時に発表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に開示しております。

以 上